

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成31年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和2年度	7,558,872	2,557,350,778	54,371,079	599,585,128	23.4	26.2

備考 人件費は、普通会計決算における事業費支弁分を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

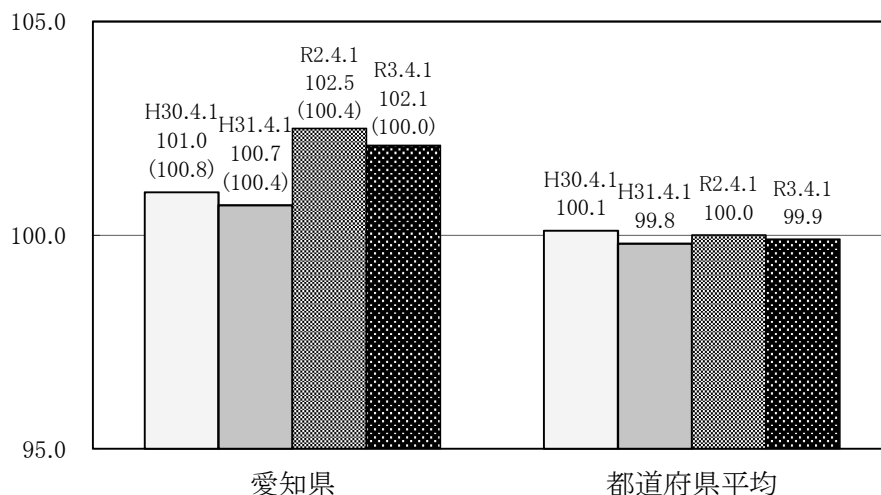
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和2年度	60,259	266,204,424	69,345,753	109,993,101	445,543,278	7,394	7,041

備考1 職員数は、令和2年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員(短時間勤務)及び会計年度任用職員を含みません。

2 給与費は、普通会計決算における事業費支弁分を含みます。また、任期付短時間勤務職員及び再任用職員(短時間勤務)を含み、会計年度任用職員を含みません。

3 職員手当には退職手当を含みません。また、特別職に支給される給料、報酬等を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



備考1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、

③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

県内の民間給与水準が高い傾向にあるため、都道府県平均よりも高い水準となる傾向にある。
令和2年度に、地域手当の引下げを実施したことに伴い、民間給与水準との均衡を維持するため、給料表の引上げを実施し、指数が上昇した。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和3年度	円 381,377	円 381,369	円 8 (0.00%)	% 0.00	% 0.00	% 0.00

備考 「民間給与」、「職員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額です。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和3年度	月 4.31	月 4.45	月 △ 0.14	月 △ 0.15	月 4.30	月 4.45

備考 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期)
平成27年4月1日
(内容)
一般行政職の給料表については、国家公務員との均衡を図るために給料と地域手当の配分を是正するとともに、国の見直し内容(世代間の給与配分の見直し)を踏まえ、平均3.5%引き下げた。また、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施することとした。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて引下げを実施した。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び愛知県の場合の支給割合)

(支給割合)
国基準の支給割合(行政職員ベース)を超えない範囲内で、平成30年度までに段階的に10.5%まで引き上げた。
(実施時期)
平成27年4月1日

(参考)

	平成26年度	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	令和2年度 ※
		4月1日時点	遡及改定後	4月1日時点	遡及改定後	4月1日時点	遡及改定		
国基準による支給割合	8.1%	9.0%	9.9%	10.86%	10.86%	10.7%	10.7%	10.76%	8.58%
愛知県の支給割合	6.5%	8.5%	8.9%	9.3%	9.5%	10.0%	10.2%	10.5%	8.5%

※国基準による支給割合(全職員ベース)を超えない範囲内とするため、令和2年度に、地域手当の支給割合を引き下げた。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施した。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

本県では、厳しい財政状況に鑑み、令和3年度は次のとおり給与抑制を実施しました。

特別職

区分	抑制内容
知事	給料 △20%
副知事	給料 △3%